和木町商工会会報 第２号

発行日　2026 年 11 月 12 日　　**発行者**　和木町商工会
TEL　0827-53-2066　　**FAX**　0827-53-4349
Mail　wakichou@yamaguchi-shokokai.or.jp　　**HP**　https://www.waki-s.com/

年末調整相談会（予約制）

日時：2027/1/6（水）～1/8（金）
場所：和木町商工会

【お越しになる前のお願い】
・事前に予約をしたうえでお越しください。
・次のものは、各書類に記入をお願いいたします。
給与・社会保険料控除額・源泉所得税の年間合計額
事業主・従業員の住所、氏名、生年月日、マイナンバー

※相談会は予約が殺到するため、12 月支払分の給与額が確定した時点で一度お越しいただくことをお勧めします。

【持参物】
・雇用主のマイナンバーカード両面の写し　２枚
※通知カードの場合は、身分証明書の写しも必要
・税務署から郵送された年末調整関係書類一式
・報酬、不動産等の支払調書（該当事業所のみ）

※以下の書類は従業員の人数分必要です
・源泉徴収簿
・扶養控除等（異動）申告書
・保険料控除申告書
・給与所得者の基礎控除申告書
・給与所得の源泉徴収票
・住宅借入等特別控除申告書（該当従業員のみ）

【和木町商工会での書類受付期限】
2027 年 1 月 15 日（金）12：00
期限後はご自身で自治体等へご提出ください。

年末調整の有料化について

和木町商工会では事務量に応じた適正かつ公平な負担とするべく、年末調整に係る書類作成事務を有料化しています。

【料金】

・法定調書合計表　：1 枚 1,000 円

・源泉徴収票　：1 枚 500 円

・支払調書　：1 枚 500 円

※書類を商工会職員が記入した場合に料金が発生します。

計算方法や書き方の説明は無料で行っておりますので、わからないことがあれば気軽にお尋ねください。

金融個別相談会（一日公庫）開催

日本政策金融公庫岩国支店担当者により、下記の日程で開催します。詳細は同封のチラシをご参照ください。（担当：村元）

日時　2026/12/10（木）10：00～15：00

場所　和木町文化会館　２Ｆ　相談室

山口県の現在の最低賃金

令和８年１０月８日から　時間額　1,101 円

和木町商工会　年末年始休業日

★休業期間★

2026 年 12 月 29 日（火）～
2027 年 1 月 3 日（日）

2027 年 1 月 4 日（月）から通常業務です。

和木町共通商品券　１２月換金日

【2026 年 12 月の換金日】

12 月 10 日（木）：通常通り
12 月 21 日（月）：20 日（日）の振替
12 月 25 日（金）：年末前倒し

※通常は毎月 10 日･20 日･30 日（土日祝の場合は翌営業日）

11 月は労働保険未手続事業一掃強化期間

「働くを守る。暮らしを守る。」ために、労働保険に必ず加入しましょう！

労働保険（労災保険･雇用保険）は、政府所管の保険制度で、農林水産業の一部を除き、労働者を正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。

該当する事業主は、必ず労働保険の加入手続きを行っていただくとともに労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険は、労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険は労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活･雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

お子様の教育資金を「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）がサポート

高校、大学等への入学時･在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご 融 資 額】お子様 1 人あたり**３５０万円以内**
【金　　利】年 4.6%　固定金利
※「母子家庭」「父子家庭」「交通遺児家庭」「世帯年収 200 万円（所得 132 万円）以内の方」または「子ども 3 人以上の世帯かつ世帯年収 500 万円（所得 356 万円）以内の方」は年 4.2%
（2026 年 11 月現在）
【ご返済期間】**２０年以内**
【お使いみち】入学金、授業料、教科書代、塾代、自宅外通学に必要な住居費用など
【ご返済方法】毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）
【保　　証】（公財）教育資金融資保証基金
（連帯保証人による保証も可能）

詳細：日本公庫 HP（「国の教育ローン」で検索）
教育ローンコールセンター（0570-008656 ナビダイヤル）又は（03）5321-8656）

商工会員限定 LINE 公式アカウント

「電話」「メール」に加え、新しい連絡手段「LINE」を導入しました。
窓口相談の日時予約や、ちょっとした質問･簡単な連絡など、お気軽にご活用ください。

1. LINE で「和木町商工会」を友だち追加
2. メッセージで「事業所名」「氏名（フリガナ）」を送信（商工会側で登録者を把握するため、必ずお知らせください。）

※会員事業所以外の方の登録はご遠慮ください。

友だち募集中！